

岩手県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年1月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）道路の種類 県道

（2）路線名 釜石遠野線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市鶴住居町第3地割11番5地先から11番2地先まで	新	m 22.0～15.0	m 32.4
	旧	16.0～15.0	32.4

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 釜石地方振興局土木部

イ 期間 平成22年1月19日から同年2月19日まで

2（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 106号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市千徳第10地割14番地先から根市第2地割6番4地先まで	新	m 31.1～10.6	m 576.4
	旧	31.1～9.8	576.4
宮古市根市第2地割33番8地先から37番1地先まで	新	11.9～9.4	340.0
	旧	9.5～5.6	340.0
宮古市茂市第2地割253番1地先内	新	9.7～7.0	56.5
	旧	8.4～7.0	56.5

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成22年1月19日から同年2月19日まで